

# デイサービスセンター金砂郷 重要事項説明書

## (地域密着型通所介護・介護予防型通所サービス)

当事業所はご契約者に対して通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい事を次の通り説明します。

\*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 サンピア
- (2) 法人所在地 茨城県常陸太田市箕町911番地の1
- (3) 電話番号 0294-76-3011
- (4) 代表者氏名 谷津 幸雄
- (5) 設立年月日 昭和54年9月20日

### 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所 平成12年1月31日指定  
(地域密着型通所介護・介護予防型通所サービス)  
事業所番号 0891200149 地域密着型通所介護  
0873400147 介護予防型通所サービス

\*当事業所は特別養護老人ホーム松栄荘に併設されています。

#### (2) 事業所の目的

介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、ご契約者に、通所介護・介護予防型通所介護サービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 デイサービスセンター 金砂郷
- (4) 事業所の所在地 茨城県常陸太田市箕町844番地の1
- (5) 電話番号 0294-76-1200
- (6) 事業所長（管理者）氏名 谷津 駿
- (7) 当事業所の運営方針  
事業所の従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅に

おいて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、又、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減が図られるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行なう。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(8) 開設年月 平成4年3月1日

(9) 通常の事業の実施地域 常陸太田市

(10) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 定休日（土・日曜日、1/1～1/3、その他）
サービス提供時間	9：30～15：00

(11) 利用定員 18人

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して通所介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞＊職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置人数
1. 管理者	1名
2. 介護職員	2名以上
3. 生活相談員	1名以上
4. 看護職員	1名以上
5. 機能訓練指導員	1名以上（看護職員と兼務）

＜主な職員の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間： 8：30～17：30
2. 看護職員	勤務時間： 8：30～17：30

#### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |     |                       |
|-----|-----------------------|
| (ア) | 利用料金が介護保険から給付される場合    |
| (イ) | 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

があります。

##### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）\*

以下のサービスについては、ご本人の負担割合に応じて介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

###### ①食事

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
  - ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事を取っていただくことを原則としています。
- （食事時間）

12:00～12:45

###### ②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。機械浴槽も使用して入浴する事ができます。

###### ③排泄

- ・ご契約者の排泄の介助を行います。

###### ④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

###### ⑤送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、所定の送迎費用をご負担いただきます。)

＜サービス利用料金（1回あたり）＞（契約書第7条参照）

別紙により、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成

されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- ☆ ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

#### (2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条、第7条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

##### ＜サービスの概要と利用料金＞

###### ① 昼食費

料金：1回あたり 580円

###### ② 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業者のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、別途料金をいただきます。

###### ③ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただく場合がございます。

###### ④ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

###### ⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただく事が適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

- ☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容とする事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

#### (3) 利用料金のお支払方法(契約書第7条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、いかがの方法でお支払いください。

ア. 口座引落し (ご利用の翌月20日の引落しとなります。)

イ. 現金 (ご利用の月末日までにお支払下さい)

#### (4) 利用の中止、変更、追加(契約者第8条参照)

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者のご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により契約者の希望する機関にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

#### 5. 苦情の受付について(契約書第25条参照)

##### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は下記で受け付けます。

###### ○苦情受付担当者

〔職名〕生活相談員 中崎 千枝子

○受付時間 毎週 月曜日～金曜日 10：00～15：00

##### (2) 行政機関その他苦情受付機関

常陸太田市介護保険担当課	所在地 茨城県常陸太田市金井町3690番地 電話番号 0294-72-3111 受付時間 9:00～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 茨城県水戸市笠原町978-26 電話番号 029-301-1565 FAX 029-301-1579

#### 6. サービス提供における事業者の義務(契約書第10条、第11条、第12条、第13条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全・確保やプライバシーの保護等に配慮するなど、契約書第10条・第11条・第12条・第13条に規定される業務を負います。当事業所では、ご契約者に

対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ⑥ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じます。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）  
但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の身体等の情報を提供します。  
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得ます。

## 8. サービスの利用に関する留意事項

### （1）施設・設備の使用上の注意（契約書第14条・第15条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- 喫煙 事業所内の喫煙はご遠慮ください。

## 9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して取った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 10. 損害賠償について（契約書第16条、第17条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 11. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から6ヶ月ですが、契約終了期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約はさらに6ヶ月間同じ条件で更新され、以後同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第19条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合。
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合。
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合。  
(詳細は以下をご参照ください。)
- ⑧事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### （1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第20条、第21条参照）

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。

その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ②事業所の運営規定の変更に同意できない場合。
- ③ご契約者が入院された場合。
- ④ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合。
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合。

- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑧他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第22条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただく事があります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが1か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

(3) 契約の終了に伴う援助 (契約書第19条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

**12. 提供するサービスの第三者評価の実施状況**

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

令和        年        月        日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンター 金砂郷

説明者職名 生活相談員

氏名 岡崎 奈美枝

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

代理人住所

氏名

印

(令和6年4月改定版)